# 葉山町下水道ウォーターPPP (処理場等施設コンセッション)事業

要求水準書 (案)

令和7年10月

葉山町下水道課

## 目 次

| 第 1 | 総則                | . 1 |
|-----|-------------------|-----|
| 1   | Ⅰ 本書の位置付け         | . 1 |
| 2   | 2 事業の背景・目的        | . 1 |
| 3   | 3 事業概要            | . 1 |
| 2   | 1 基本条件            | . 4 |
| 第2  | 経営に関する要求事項        | 10  |
| 1   | l 基本的事項           | 10  |
| 2   | 2 運営事業計画に関する事項    | 11  |
| 3   | 3 利用料金の収受に関する事項   | 12  |
| 4   | 1 財務管理に関する事項      | 12  |
| 5   | 5 セルフモニタリングに関する事項 | 12  |
| 6   | 6 情報管理に関する事項      | 13  |
| 7   | 7 安全・危機管理に関する事項   | 13  |
| 8   | 3 技術管理に関する事項      | 14  |
| ę   | 9 環境対策に関する事項      | 14  |
| 1   | IO 地域貢献に関する事項     | 14  |
| 1   | 1 その他必要な事項        | 15  |
| 第3  | 維持管理に関する要求事項      | 16  |
| 1   | Ⅰ 基本的事項           | 16  |
| 2   | 2 維持管理基準          | 17  |
| 3   | 3 維持管理計画に関する事項    | 18  |
| 4   | 1 運転管理に関する事項      | 18  |
| 5   | 5 保全管理に関する事項      | 21  |
| 6   | 6 その他維持管理に関する事項   | 23  |
| 第4  | 改築に関する要求事項        | 25  |
| 1   | Ⅰ 基本的事項           | 25  |
| 2   | 2 改築実施基準          | 26  |
| 3   | 3 改築計画支援に関する事項    | 27  |
| 4   | 1 設計に関する事項        | 28  |
| 5   | 5 工事に関する事項        | 29  |
| 6   | 6 工事監督に関する事項      | 30  |
| 7   | 7 その他関連事項         | 31  |
| 第5  | 附帯事業に関する要求事項      | 33  |
| 1   | l 基本的事項           | 33  |
| 2   | 2 事業計画に関する事項      | 33  |
| 第6  | 任意事業に関する要求事項      | 34  |

| 1    | 基本的事項 34           |
|------|--------------------|
| 2    | 『業計画に関する事項34       |
| 第7   | 約終了時に関する要求事項(措置)35 |
| 1    | <b>直設機能確認</b>      |
| 2    | 継ぎ35               |
| 3    | ÷の他 35             |
| 別紙 1 | 用語の定義36            |
| 別紙2  | 施設概要               |
|      | 関係法令42             |
| 別紙4  | 水質分析及び環境測定の実施状況43  |

## 第1総則

#### 1 本書の位置付け

この要求水準書(案)は、葉山町(以下「町」という。)が実施を予定している葉山町下水道ウォーターPPP(処理場等施設コンセッション)事業(以下「本事業」という。)の要求水準書に記載を予定している事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

要求水準書は、町が本事業の実施に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき本事業を実施する者として選定された者(以下「運営権者」という。)に要求する業務の水準を示すものである。

本要求水準書(案)に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け、意見収集の結果等を踏まえて、本事業に係る募集要項等の公募書類を策定する予定である。

#### 2 事業の背景・目的

葉山町の下水道事業は平成4年度に事業着手し、平成11年3月に供用を開始して以来25年を経過している。下水道普及率は76.5%(令和5年度末)で、令和7年度までに全体計画区域513haの概成を目指して、未普及地域の解消に取り組んでいる。

管渠新設整備とともに、浄化センター及び中継ポンプ場の機械及び電気設備の増設・改築に伴う建設改良費の増加、維持管理費用の増加、さらに、工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定や財源確保など、各種課題への対応が必要な状況にある。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討する とともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を 行ってきた。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理 している。

- ・下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に 関する業務は町が主動的に実施する。
- ・経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- ・工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務をできるだけまとめて包括化し事業者に委ねる。 本事業は、葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経 営ノウハウや創意工夫を活かした長期にわたる一体的な事業運営により、町民サービスの向上、 公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水 道経営の確立を目指すものである。

#### 3 事業概要

#### (1) 事業の名称

葉山町下水道ウォーターPPP(処理場等施設コンセッション)事業

#### (2) 対象施設

本事業の対象となる運営権設定対象施設は以下のとおりで、各施設の概要は別紙 2 施設概要 に示す。なお、対象施設に施設・設備を増築した場合は、工事ごとに完工したものから、運営 権設定対象施設に含まれるものとする。

・処理場(葉山浄化センター ※し尿等下水道投入施設を含む):1箇所

・ポンプ場 (葉山中継ポンプ場): 1箇所

・マンホールポンプ設備:32 箇所

・葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路(圧送管): φ450、2条管

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の概要は表 1.1に示すとおりである。

表 1.1 対象施設の概要

| 名称     | 葉山浄化センター                           | 葉山中継ポンプ場                                                                 |
|--------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 供用開始年月 | 平成 11 年 3 月                        | 平成 11 年 3 月                                                              |
| 位置     | 神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地               | 神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地                                                     |
| 敷地面積   | 約 29, 500m <sup>2</sup>            | 約 1, 100m <sup>2</sup>                                                   |
| 排除方式   | 分流式                                | 分流式                                                                      |
| 放流先    | 森戸川支流大南郷川                          | -                                                                        |
| 処理方式   | (汚水)標準活性汚泥法<br>(汚泥)濃縮-脱水-場外搬出      | -                                                                        |
| 能力     | 4系列 9,200m³/日<br>(1系列当り2,300 m³/日) | 計画時間最大汚水量 10.21m³/分<br>現有能力 10.0 m³/分<br>5.6m³/分(5.6m³/分×2(1)台)+4.4 m³/分 |

## (3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業 (コンセッション方式) とする。

#### (4) 対象工種等

主たる事業を行うにあたり想定される工種は表 1.2のとおりである。

表 1.2 対象施設の工種区分等

|         |      |            |    | 工事(工事監理含む) |    |    |          |    |    |    |  |
|---------|------|------------|----|------------|----|----|----------|----|----|----|--|
| 対象施設    | 対象業務 | 調査         | 設計 | 土          | 木  | 建  | 築        | 建築 |    |    |  |
| 刈豕肔臤    | N    | <b>列</b> 鱼 |    | 躯体         | 防食 | 躯体 | 仕上<br>防水 | 附帯 | 機械 | 電気 |  |
| 処理場・ポンプ | 維持管理 | 0          | ×  | 0          | 0  | 0  | 0        | 0  | 0  | 0  |  |
| 場       | 改築   | 0          | 0  | ×          | 0  | ×  | 0        | 0  | 0  | 0  |  |
| マンホールポ  | 維持管理 | 0          | ×  | ×          | ×  | _  | _        | I  | 0  | 0  |  |
| ンプ設備    | 改築   | 0          | 0  | ×          | ×  | _  | _        |    | 0  | 0  |  |
| 圧送管     | 維持管理 | 0          | ×  | 0          | 0  | _  | _        |    |    | _  |  |

○:対象、×:対象外、-:非保有施設

## (5) 事業範囲

本事業の範囲は、経営に関する業務、対象施設の維持管理及び改築業務を義務事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。

なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、委託禁止業務として定められ た業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること(以下、「委託等」とい う。)ができる。 事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

## ① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。 義務事業に関する業務は以下のとおりである。

#### ア 経営に関する業務

- 運営事業計画作成
- ・利用料金の収受
- 財務管理
- ・セルフモニタリング
- 情報管理
- 安全 · 危機管理
- 技術管理
- 環境対策
- 地域貢献
- ・その他必要な事項

#### イ 維持管理に関する業務

- •維持管理計画作成
- 運転管理
- 保全管理
- その他維持管理

#### ウ 改築に関する業務

- 改築計画支援
- 設計
- ・工事
- 工事監督
- ・その他関連事項

## ② 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は附帯事業を提案することができ、事業 期間中においても、運営権者は附帯事業を提案することができる。ただし、附帯事業の提案 は必須ではなく既存の処理工程や義務事業の業務範囲を継続しても構わない。事業期間中に 提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出し事前に町の承諾を必要とする。 町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運 営権者の実施義務を定めることとする。

## ③ 任意事業

任意事業とは、多分野連携又は広域連携として、葉山町の他部署又は他の地方公共団体か

ら業務を受託し当該受託収入で費用を賄う受託事業、若しくは本事業又は町の用地及び施設 において事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業 期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案 は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出 し事前に町の承諾を必要とする。

地域貢献などを目的に、多分野連携又は広域連携として、受託事業又は町の用地及び施設を活用する事業を提案する場合、町は協力する。

運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。ただし受託事業を実施する場合は除く。

#### 4 基本条件

## (1) 対象水量に関する事項

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の想定流入水量は表 1.3に示すとおりである。

葉山浄化センター 葉山中継ポンプ場 年度 年間汚水量 (m³/年) 年間汚水量 (m³/年) 令和9年度 2,550,841 2,073,834 令和10年度 2,549,390 2,072,654 令和 11 年度 2,551,756 2,074,578 令和12年度 2,556,978 2,078,823 令和 13 年度 2,561,118 2,082,189 令和 14 年度 2,548,208 2.071,693 令和 15 年度 2,544,758 2,068,888 令和 16 年度 2,540,914 2,065,763 令和17年度 2,541,157 2,065,961 令和 18 年度 2,508,393 2,039,324 令和19年度 2,482,573 2,018,332 令和 20 年度 2,456,851 1,997,420 令和 21 年度 2,437,692 1,981,844 令和 22 年度 2,405,310 1,955,517 令和 23 年度 2,381,461 1,936,128 令和24年度 2,357,611 1,916,738 令和25年度 2,340,157 1,902,548 令和 26 年度 2,309,814 1,877,879 令和27年度 2,285,966 1,858,490 令和 28 年度 2,266,650 1,842,786

表 1.3 想定流入水量

※葉山浄化センター年間汚水量にし尿等投入施設汚水量を含む。

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の水量に関する流入基準は表 1.4に示すとおりである。流入水量の変化、天候その他の条件に対して施設の能力等を十分発揮して適正な運転を

表 1.4 水量に関する流入基準

|                  | 汚水量            |            |            |  |  |
|------------------|----------------|------------|------------|--|--|
| 項目               | 現有施設(設計)<br>能力 | 事業計画(R7)   | 全体計画(R22)  |  |  |
| 葉山浄化センター 日最大汚水量  | 9,200m³/日      | 11,700m³/∃ | 10,600m³/日 |  |  |
| 葉山中継ポンプ場 時間最大汚水量 | 10.0m³/分       | 10.21m³/分  | 9.26m³/分   |  |  |

## (2) 汚水処理に関する事項

葉山浄化センターの想定流入水質は表 1.5に示すとおりである。

表 1.5 想定流入水質

| 項目  | 年平均値    | 最大値     | 下水道事業計画 法令上等の制約 年平均値 |     | の制約  | 決定根拠        |
|-----|---------|---------|----------------------|-----|------|-------------|
|     |         |         | 平平均恒                 | 基準値 | 根拠法令 |             |
| BOD | 250mg/L | 400mg/L | 195 mg/L             | _   | 1    | 実績値         |
| SS  | 215mg/L | 350mg/L | 215 mg/L             | _   | _    | <b>夫</b> 稹但 |

また、放流水質に関する基準は表 1.6に示すとおりである。流入水質の変化、天候その他の 条件に対して施設の能力等を十分発揮して適正な運転を行い、基準を満足すること。

表 1.6 放流水質に関する基準値

| 7苦    | н          | 初处甘油       | 下水道事業 | 法       | 令上等の制約            | 为 <b>宁</b> 相 枷              |  |
|-------|------------|------------|-------|---------|-------------------|-----------------------------|--|
| 項     | 目          | 契約基準       | 計画値   | 基準値     | 根拠法令              | · 決定根拠                      |  |
| pН    | _          | 5.8~8.6    | _     | 5.8~8.6 | 下水道法施行令<br>第6条    | 実績値                         |  |
| BOD   | mg/L       | 月最大 9.5 以下 | 9.5   | 15      | 下水道法施行規則<br>第4条の2 | 森戸川環境基準値<br>実績値<br>下水道事業計画値 |  |
| SS    | mg/L       | 月最大 10 以下  | 10    | 40      | 下水道法施行令<br>第6条    | 実績値<br>下水道事業計画値             |  |
| 大腸菌 数 | CFU<br>/mL | 月最大 10 以下  | _     | 800     | 下水道法施行令<br>第6条    | 大腸菌群数の実績<br>値からの換算値         |  |

※大腸菌数の契約基準は、今後の実績値により見直しを行う。

## (3) 汚泥処理に関する事項

汚泥に関する基準は表 1.7に示すとおりである。運営権者は、下水汚泥リサイクル率 100% の維持に努め、脱水ケーキ含水率の基準を満足すること。なお、脱水ケーキ含水率は、運営権者が処分先を選定した場合は、処分先の基準に合わせて変更を可能とする。

表 1.7 汚泥に関する基準値

|            | down to the Note. | 下水道事業 | 法令」 | この制約 |      |  |
|------------|-------------------|-------|-----|------|------|--|
| 項目         | 契約基準              | 計画値   | 基準値 | 根拠法令 | 決定根拠 |  |
| 下水汚泥リサイクル率 | 100%の維持           | _     | =   |      | 実績値  |  |
| 脱水ケーキ含水率   | 月平均83%以下          | 81%   | _   | _    | 実績値  |  |

<sup>※</sup>下水汚泥リサイクル率=下水汚泥が最終的にリサイクルされた量[t-DS]/下水汚泥の重量[t-DS]

## (4) 敷地条件

葉山浄化センターは市街化調整区域(都市計画公園)、葉山中継ポンプ場は第一種住居地域であり、事業期間中の騒音、振動、臭気、安全対策等について十分な考慮が必要である。

敷地の基本条件を以下に示す。

表 1.8 敷地の基本条件

| 名称     | 葉山浄化センター                | 葉山中継ポンプ場               |
|--------|-------------------------|------------------------|
| 位置     | 神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地    | 神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地   |
| 敷地面積   | 約 29, 500m <sup>2</sup> | 約 1, 100m <sup>2</sup> |
| 用途地域   | 市街化調整区域(都市計画公園)         | 第一種住居地域                |
| 騒音規制   | 敷地境界 45dB(夜間)           | 敷地境界 45dB(夜間)          |
| 振動規制   | 敷地境界 55dB(夜間)           | 敷地境界 55dB(夜間)          |
| 悪臭規制   | 臭気指数規制                  | 臭気指数規制                 |
| 計画高潮位  | 無し                      | TP+0.99m               |
| 最大津波水位 | 無し                      | TP+10.2m               |
| 津波浸水深  | 無し                      | 地盤高+4.0~5.0m 未満        |
| 洪水浸水深  | 無し                      | 無し                     |
| 周辺道路   | 北側(町道・逗葉新道)             | 東側(神奈川県道 207 号森戸海岸線)   |
| 放流先    | 森戸川支流大南郷川               | _                      |

## (5) 公害防止基準

運営権者は、本事業の実施にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等の公害防止関係法令に定める各種規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

## ① 騒音規制

維持管理に当たっては、表 1.9に示す維持管理時の騒音規制基準を満足すること。

表 1.9 騒音規制基準

|          |         |         | 騒音規制   |                    |        |  |
|----------|---------|---------|--------|--------------------|--------|--|
| 施設名      | 用途地域    | 区分      | 8~18 時 | 6~8 時及び<br>18~23 時 | 23~翌6時 |  |
| 葉山浄化センター | 市街化調整区域 | 都市計画公園  | 55dB   | 50dB               | 45dB   |  |
| 葉山中継ポンプ場 | 第一種住居地域 | 第一種住居地域 | 55dB   | 50dB               | 45dB   |  |

## ② 振動規制

維持管理に当たっては、表 1.10に示す維持管理時の振動規制基準を満足すること。

表 1.10 振動規制基準

| + <i>I</i> ⇒n. <i>I</i> | /\d     |         | 振動規制   |        |  |
|-------------------------|---------|---------|--------|--------|--|
| 施設名                     | 用途地域    | 区分      | 8~19 時 | 19~翌8時 |  |
| 葉山浄化センター                | 市街化調整区域 | 都市計画公園  | 65dB   | 55dB   |  |
| 葉山中継ポンプ場                | 第一種住居地域 | 第一種住居地域 | 65dB   | 55dB   |  |

## ③ 悪臭基準

町の臭気規制は、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場ともに臭気指数規制であり、悪 臭防止法及び神奈川県が定める規制基準に準拠する。

維持管理に当たっては、表 1.11に示す規制基準 (1号~3号基準) 臭気指数を満足すること。

表 1.11 悪臭基準値

| 施設名      | 1 号基準<br>敷地境界線上における規<br>制基準 | 2 号基準<br>気体排出口の規制基準 | 3 号基準<br>排出水における規制基準 |
|----------|-----------------------------|---------------------|----------------------|
| 葉山浄化センター | 臭気指数 15                     | 臭気指数**              | 臭気指数 31              |
| 葉山中継ポンプ場 | 臭気指数 10                     | 臭気指数※               | 臭気指数 26              |

<sup>※2</sup>号基準の規制値は、「気体排出口が15m未満の施設」における「規則第6条の2」に定める方法により算出した臭気指数により求める。

## ④ 建設作業に伴う騒音の規制に関する基準

特定建設作業を伴う建設作業に当たっては、表 1.12に示す騒音規制基準を満足すること。特定建設作業を伴わない建設作業については表 1.9による。

表 1.12 建設時の騒音規制基準

| 項目                                    | 箇所                    | 規制基準                 |
|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 基準値                                   | 葉山浄化センター              | or in                |
|                                       | 葉山中継ポンプ場              | 85dB                 |
| /七 <del>米</del> ·吐·胆                  | 葉山浄化センター              | 午後10時から午前6時の時間内でないこと |
| 作業時間                                  | 葉山中継ポンプ場              | 午後7時から午前7時の時間内でないこと  |
| 1日あたりの                                | 葉山浄化センター              | 14 時間/日を超えないこと       |
| 作業時間                                  | 葉山中継ポンプ場              | 10 時間/日を超えないこと       |
| 作業日数 葉山浄化センター<br>葉山中継ポンプ場 連続6日を越えないこと | 演使 C 口 た 嫌 さ た) ヽ と し |                      |
|                                       | 葉山中継ポンプ場              | 理机 0 日を越えないこと        |
| 作業日                                   | 葉山浄化センター              | 日曜日その他の休日ではないこと      |
|                                       | 葉山中継ポンプ場              | 日曜日での他のか日ではないこと<br>  |

#### ⑤ 建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業を伴う建設作業に当たっては、表 1.13に示す振動規制基準を満足すること。特定建設作業を伴わない建設作業については表 1.10による。

表 1.13 建設時の振動規制基準

| 項目                                    | 箇所             | 規制基準                 |  |
|---------------------------------------|----------------|----------------------|--|
| 基準値                                   | 東油海化センター 75-JD | 75dB                 |  |
| <b>本</b> 毕旭                           | 葉山中継ポンプ場       | Jub                  |  |
| / <del>/: 光</del> 吐明                  | 葉山浄化センター       | 午後10時から午前6時の時間内でないこと |  |
| 作業時間                                  | 葉山中継ポンプ場       | 午後7時から午前7時の時間内でないこと  |  |
| 1日あたりの                                | 葉山浄化センター       | 14 時間/日を超えないこと       |  |
| 作業時間                                  | 葉山中継ポンプ場       | 10 時間/日を超えないこと       |  |
| 作業日数 葉山浄化センター<br>葉山中継ポンプ場 連続6日を越えないこと | 海結6日な地さわいこと    |                      |  |
|                                       | 葉山中継ポンプ場       | 連続り口を越えないこと          |  |
| 作業日                                   | 葉山浄化センター       | 日曜日その他の休日ではないこと      |  |
|                                       | 葉山中継ポンプ場       |                      |  |

## ⑥ 工事濁水に係る排水基準

建設に当たっては、表 1.1 4 に示す生活環境項目に係る排水基準(環境大臣が定める一律 排水基準)を満足すること。

項目 許容濃度 5.8 以上 8.6 以下 pН BOD 160mg/L (日間平均 120mg/L) COD 160mg/L (日間平均 120mg/L) SS 200 mg/L (日間平均 150 mg/L) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 5 mg/L(鉱油類含有量) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 30 mg/L(動植物油脂類含有量) フェノール類含有量 5 mg/L銅含有量 3 mg/L亜鉛含有量 2 mg/L溶解性鉄含有量 10 mg/L溶解性マンガン含有量 10~mg/Lクロム含有量 2 mg/L日間平均 800 CFU/mL 大腸菌数 120 mg/L (日間平均 60 mg/L) 窒素含有量 りん含有量 16 mg/L (日間平均8 mg/L)

表 1.14 工事濁水に係る排水基準

## (6) 下水道事業の温室効果ガスの削減

葉山町では、令和4年(2022)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とした「第三次 葉山町環境基本計画」を策定している。

運営権者は、これに準じて町の目標値である 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに向けた施策を提案し取り組むものとする。

## (7) 関係法令等

本事業の実施にあたり、別紙3に示す関係する法令、基準、仕様等の最新版について、遵守、 準拠又は参考とすること。なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、第2以降に示す各計 画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ町に提出すること。

## 第2 経営に関する要求事項

#### 1 基本的事項

#### (1) 業務の考え方

運営権者は、実施方針に示す「事業の背景・目的」、「基本運営方針」を踏まえて業務を実施し、本要求水準を満足すること。また、運営権者自らが事業企画を行い、企画を具体化する各種計画の策定や事業企画に必要となる業務を自主的に遂行すること。創意工夫を十分に活かし、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指して運営を行うこと。

#### (2) 実施体制

#### ① 組織体制

運営権者は以下に掲げる事項を満たす体制を確保すること。

- ・本事業を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。
- ・各業務責任者の役割分担が明確となっているとともに、適切なリスクの分担が図られている こと。
- ・各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。
- ・業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ 機能的な体制となっていること。
- ・関係行政機関との調整・協議を効率的に実施することができる体制となっていること。

#### ② 内部統制

運営権者は、事業の適正を確保するため、内部統制において必要な体制と方法を構築し、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

#### ③ 委託等に関する事項

運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、下記の委託禁止業務として定めた業務を除いたものについては、第三者に委託等ができる。

運営権者は、本事業等に係る業務について委託等を行う場合、町の入札参加資格要件などを 参考に受託者要件を設定するとともに、業務の実施にあたり関係法令を遵守し、受託者等と十 分な調整を図り、統括管理者が自らの責任において受託者等を適切に管理すること。

※委託禁止業務:法令等上委託が禁止されている業務及び以下に掲げる業務

- ・経営に関する業務:運営事業計画作成、実施体制の確保、財務管理(会計等の専門的事務 を除く)、セルフモニタリング、安全・危機管理。
- ・維持管理及び改築に関する業務:監督・マネジメント等に係る部分

#### (3) 業務内容

運営権者の行う業務内容は以下のとおりとする。

- 運営事業計画作成
- ・利用料金の収受
- 財務管理
- ・セルフモニタリング

- 情報管理
- · 安全·危機管理
- 技術管理
- 環境対策
- 地域貢献
- ・その他必要な事項

#### 2 運営事業計画に関する事項

運営権者は、本事業の実施に当たって、表 2.1 に示す各事業計画を作成し、町と協議の上決定し、町に提出すること。各事業計画書の内容に変更が生じた場合、運営権者は、町と協議の上、変更内容を決定し、変更後の各事業計画書を町に提出すること。

| 計画書の名称  | 内容                                    |
|---------|---------------------------------------|
| 全体事業計画書 | 本事業期間 (20 年間) の事業運営、経営、維持管理及び改築に対する計画 |
| 中期事業計画書 | 5年間の経営、維持管理及び改築に対する計画                 |
| 年間事業計画書 | 当該年度における経営、維持管理及び改築に対する計画             |

表 2.1 作成する事業計画書

## (1) 全体事業計画書

運営権者は、提案書類を踏まえ、本事業期間における運営体制(株主構成、各株主の主な役割、組織体制、内部統制、危機管理、法令遵守)、収支計画、維持管理及び改築の実施方針等を含む一つの計画として全体事業計画を作成すること。

運営権者は、基本協定締結後町と全体事業計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、事業開始の30日前までに全体事業計画書を町に提出すること。

#### (2) 中期事業計画書

運営権者は、全体事業計画書を踏まえ、5年毎に以下の内容を含む5年間の計画を作成すること。

- ・経営については、5年間の組織体制及び収支計画について記載すること。
- ・維持管理については「第3 維持管理に関する要求事項」の運転管理計画書及び保全管理計画書の概要を取りまとめること。
- ・改築については、「第4 改築に関する要求事項」の改築計画書及び工事計画書の概要を取りまとめること。

運営権者は、基本協定締結後町と中期事業計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、事業開始の30日前までに中期事業計画書を町に提出すること。また、以降については、当該中期事業開始年度の前事業年度中に町と中期事業計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、当該中期事業開始の30日前までに中期事業計画書を町に提出すること。

#### (3) 年間事業計画書

運営権者は、中期事業計画書を踏まえ、毎年以下の内容を含む1年間の計画を作成すること。

・経営については、当該事業年度の組織体制及び有資格者の配置状況、予定される委託等、

収支計画、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載すること。

- ・維持管理については「第3 維持管理に関する要求事項」の年間維持管理計画書の概要を取りまとめること。
- ・改築については、「第4 改築に関する要求事項」の工事計画書のうち当該年度発注工事に関して取りまとめること。

運営権者は、基本協定締結後町と年間事業計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、事業開始の30日前までに年間事業計画書を町に提出すること。また、以降については、当該年間事業開始年度の前事業年度中に町と年間事業計画書に関する協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、当該年間事業開始の30日前までに年間事業計画書を町に提出すること。

## (4) 事業計画に対する報告書に関する事項

運営権者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と 実績の差異、課題や改善点、次期以降の見通しを盛り込んだ、年間事業報告書及び月間事業報 告書を作成し町に提出すること。

#### 3 利用料金の収受に関する事項

運営権者が収受する利用料金については、実施契約とは別に町及び運営権者が締結する契約に基づき、町は、運営権者を代行して利用料金を町が受け取る使用料と併せて徴収することから、利用料金の振込先となる専用口座を設けること。なお、葉山町と神奈川県企業庁との規約に基づき、使用料の徴収は県企業庁が実施している。

葉山町は、利用料金設定割合に応じ運営権者に引渡しを行う。利用料金設定割合の上限は、 葉山町公共下水道事業の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例において規定する。運 営権者は、使用料水準及び利用料金水準の見直しに当たって協力すること。

#### 4 財務管理に関する事項

運営権者は、事業期間を通して以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ・事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する 体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。
- ・財務状況の健全性を把握するにあたり、本事業の実情に応じた財務指標を選択し、KPI として管理の適正化を図ること。

#### 5 セルフモニタリングに関する事項

運営権者は、本事業期間中を通じて、モニタリング基本計画書に基づき作成したセルフモニタリング実施計画書に従い、セルフモニタリングとして以下に示す事項を実施すること。また、運営権者はセルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング結果報告書を町に提出すること。

・法令等、実施契約及び要求水準によって実施が義務付けられている事項に関して、運営権者は、業務の実施状況について確認を行い、その結果を適切に保存すること。セルフモニタリングの方法は、法令等、実施契約及びモニタリング基本計画書並びに提案書類において提案したセルフモニタリング方法に基づくものとすること。

・自らが提案書類において提案した事項に関して、運営権者はセルフモニタリングを実施する こと。セルフモニタリングの方法は、運営権者が提案書類において提案した方法に基づくも のとすること。

#### 6 情報管理に関する事項

運営権者は、本事業において得られた維持管理情報及び改築情報を整理・蓄積し管理すること。業務実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

情報は、各施設について内容を記録したデータを作成し、町が所有する「下水道設備台帳システム」に登録すること。

なお、既存の下水道設備台帳システムからデータを移行し、新たに下水道設備台帳システム を構築して運用する場合は、管理登録する情報やシステム運用の詳細について町と協議した上 で決定し実施すること。

また、運営権者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、町民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開すること。経営の透明性の確保に努め、分かりやすい情報の積極的な開示に努めること。

## 7 安全・危機管理に関する事項

#### (1) 安全管理

運営権者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素 欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必 要な措置を十分講ずること。

事故防止を図るため、安全管理については、年間事業計画書に明示し、運営権者の責任において実施すること。

#### (2) 危機管理

運営権者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

## ① 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

#### ② 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、町の業務継続計画(BCP)を踏まえ、運営権者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

## ③ 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

## ④ 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において町が対応を想定していない危機事象についても現場情報及び保有す

る技術知見を活かし対応すること。

## 8 技術管理に関する事項

運営権者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ・適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成 及び確保を図ること。
- ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び町が別途定める要件はもとより、運営権者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に 業務を行わせること。

## 9 環境対策に関する事項

運営権者は、事業期間を通して以下に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- ・省エネルギーに努め、温室効果ガス排出量の削減など地球温暖化対策を推進
- ・悪臭等施設周辺の環境対策
- ・リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進
- ・施設への出入車輌等の交通安全対策の実施
- ・振動・騒音等への配慮
- ・周辺環境・景観への配慮

## 10 地域貢献に関する事項

#### (1) 地域経済に関する事項

運営権者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載すること。また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、町に提出すること。

- ・地域との連携や協働による事業展開
- ・地元企業等との連携・協力
- ・地元発注、地域住民の雇用
- ・地域活性化につながる事業展開

#### (2) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

運営権者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域住民等とのコミュニケーションを図ること。

#### ①町民への情報公開

事業の透明性を高めるため、決算などの経営情報、水質情報やエネルギー使用状況といった運営情報など、町民向けに公開を行うこと。

## ② 広報活動の実施

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画として年間事業計画書に記載すること。

#### ③ 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切に対応するとともに、速やかに 町に報告すること。

## 11 その他必要な事項

## (1) 事務支援

運営権者は、葉山町が実施する予算・決算作成、各種統計資料・調査資料作成に協力し支援 を行うこと。

## (2) 保険

運営権者は、第三者賠償責任保険はもとより本事業を実施するにあたり、実施契約書に定めるリスク分担を負担する上で、運営権者自らが必要と考える保険への加入を行うこと。

## (3) 事務室等の使用

町は、業務履行に必要な事務室、浴室、控室等(以下、「事務室等」という。)は、事業期間中 無償で貸与する。

運営権者は、事務室等の使用期間中は適正に管理し、汚損等があった場合は、運営権者の費用で現状に復すこと。

事務室等の使用に伴う光熱水費は運営権者の負担とし、その使用に当たっては、節約に努めること。

## 第3 維持管理に関する要求事項

#### 1 基本的事項

運営権者は、以下に掲げる事項を考慮し、対象施設の維持管理に努めること。

#### (1) 業務の考え方

運営権者は、対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の観点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択して下水道機能の維持向上を図るとともに、持続可能な維持管理を実現すること。

#### (2) 維持管理体制

## ① 維持管理体制の構築

維持管理に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・汚水処理及び汚泥処理に必要な人員を確保すること。
- ・対象施設の常時監視制御及び巡回監視を行う体制及びシステムを構築すること。
- ・豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、又は生じる恐れがある場合に緊 急対応できる体制を構築すること。

#### ② 従業者が有するべき資格

維持管理を実施するにあたり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、運営権者自らが、当該業務を行わせるにあたり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

#### (3) 業務内容

運営権者の行う業務内容は以下のとおりとする。

#### ① 維持管理計画作成

## ② 運転管理

- 運転監視
- ・各種検査及び水質管理
- 調達管理
- 廃棄物管理
- 保安管理

## ③ 保全管理

- 保守点検
- 修繕
- 調查

## ④ その他維持管理

- ・し尿等下水道投入施設の維持管理
- ・環境整備(一般廃棄物の処理、清掃管理、植栽管理)
- ・その他 (見学者対応、情報入力)

## 2 維持管理基準

## (1) 流入基準及び放流水質基準等

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の水量・水質に関する流入基準及び放流水質基準は「第1 総則 4 基本条件(1)対象水量に関する事項、(2)汚水処理に関する事項」に示すとおりとする。

また、葉山浄化センターの汚泥に関する基準は「第1 総則 4 基本条件(3)汚泥処理に関する事項」に示すとおりとする。

## (2) その他維持管理に関する基準

維持管理にあたり、以下に掲げる事項を踏まえ実施すること。

## ① 廃棄物管理に関する基準

- ・運営権者は、廃棄物の排出事業者として、下水道施設から発生する廃棄物については、廃 棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理を行うこと。
- ・汚泥等の産業廃棄物及びし渣等の一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切 な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

## ② 施設環境の保全に関する基準

・外構、建屋諸室及び管廊等の清掃を行い、対象施設を衛生的に維持するとともに、各施設 の除草、植栽管理、修繕等を行い、美観を維持すること。

## ③ 周辺環境の保全に関する基準

- 適切に設備の点検等を行い、環境保全に関する法令を遵守すること。
- ・大気測定及び臭気測定を実施し、周辺環境の保全状況を確認すること。採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙4水質分析及び環境測定の実施状況」を参考にしつつ、施設の状況を 考慮し適切に定めること。
- ・測定の結果、異常があった場合は、原因を特定し速やかに改善すること。

## ④ 安全衛生管理に関する基準

- ・安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業 務を遂行すること。
- ・電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気及び可燃ガス等に対し、必要な安全対策を行うととも に、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険防止に努めること。
- ・使用する薬品について、緊急時の対応及び適切な使用方法を周知すること。
- ・事業者は業務履行にあたり、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を 講じ、かつ速やかに町に連絡すること。
- ・火元責任者を定め、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努め、必要な訓練等を定期的に 行うこと。

## ⑤ 温室効果ガス削減に関する基準

・温室効果ガス削減目標に向けて、運転管理・保全において温室効果ガスの削減に努めること。

## 3 維持管理計画に関する事項

#### (1) 維持管理計画書

以下に掲げる事項を盛り込んだ5年間の計画書を町と協議の上作成し、町に提出すること。

- 水質管理計画
- ・調達管理計画、エネルギー管理計画
- 廃棄物管理計画
- 保守点検計画
- 修繕計画
- •調查計画
- 安全衛生管理計画
- ・リスク対応計画

## (2) 年間維持管理計画書

以下に掲げる事項を盛り込んだ当該年度の計画書を町と協議の上作成し、町に提出すること。

- ・維持管理計画書を踏まえた年間作業計画
- · 廃棄物管理計画
- 修繕計画
- 安全衛生管理計画
- ・その他当該年度における実施予定業務に関する作業計画

#### (3) 月間維持管理計画書

以下に掲げる事項を盛り込んだ当該月の作業計画書を作成し、町に提出すること。

- ・年間維持管理計画書を踏まえた月間作業計画
- ・その他当該月における実施予定業務に関する作業計画

## 4 運転管理に関する事項

運営権者は、以下に掲げる事項を踏まえ、対象施設の運転管理を行うこと。

## (1) 運転監視

運転監視の内容は、以下に掲げる事項である。

- 対象施設の運転
- ・電気・計装設備の操作
- ・監視室設置機器の監視、操作、記録
- ・施設の巡視及び監視
- ・マンホールポンプ設備の運転、圧送管掃き出し先のマンホール確認。
- ・その他(対象施設に関する各種調査の協力等、町から指示されたこと。)

運営権者は、要求水準を満たす放流水質等を確保するため、維持管理計画の内容に基づき、 以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施すること。

・水質等の要求水準は、「第1総則 4基本条件」に示すとおりとし、水処理及び汚泥処理を

良好な状態に保つよう運転すること。契約基準は、事業者が遵守しなければならない値とする。なお、本基準は事業者が測定した値で判断し、採水に町が立会うこともありうる。

- ・流入水の変化、天候その他の処理条件に対して施設の性能等を十分考慮して適正な処理を 行い、良好な水処理・汚泥処理を安定して維持すること。
- ・各処理施設の性能・運転状況等を十分把握し、天候不順や大雨・台風・異常流入・停電等に対しても、浸水被害の発生や汚水の流出がないよう、常に安全・適切な運転操作、監視を実施するとともに、万一、上記の事態が発生する恐れが有る場合、臨機に現場出動等の適切な対応を行うこと。
- ・各処理施設の性能・運転状況等を十分把握し、対象施設の設備に過負荷等を生じないよう、 効率的な運転操作、監視を実施すること。
- ・日々環境計測その他により、水質等の状況を的確に把握し運転操作及び監視を行うととも に、異常・その他の不測の事態が発生した場合は適切な処置を行い、速やかに町に報告す ること。
- ・町の合意に基づく運転変更等に起因する場合は、町が認める範囲において、この要求水準 を適用しない。
- ・上記実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

## (2) 各種検査及び水質管理

## ① 各種検査

各種検査の内容は、以下に掲げる事項である。

- ・葉山浄化センター水質試験、脱水汚泥試験
- ・葉山浄化センター臭気測定

運営権者は、要求水準を満たすため、維持管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を 踏まえ業務を実施すること。

- ・日常維持管理において、水質の総合的な把握並びに反応タンク内の状態把握、汚泥処理工程の状態把握等で必要とする水質試験等を行うこと。
- ・水質試験及び汚泥試験は日本工業規格 (JIS) 並びに社団法人日本下水道協会制定の「下水 試験方法」に基づき実施すること。
- ・水質計測の工業機器や汚泥関連の工業機器は、使用上における日常維持管理を適正に行い、 その測定値の信頼性を確保すること。
- ・葉山浄化センター・葉山中継ポンプ場周辺及び場内の臭気管理として、臭気測定を行い、 関係法令の規制値以下となるよう運転管理を行うこと。なお、葉山浄化センター及び葉山 中継ポンプ場の脱臭剤の交換時期は、臭気測定結果を基に事業者が提案し、町が承認した 時期とする。
- その他維持管理上必要な試験及び業務を行うこと。

#### ② 水質管理

運営権者は、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等に資するよう、実施した水質試験の結果を整理及び分析し、日常の水質管理を行うこと。

流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合、放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応は次のとおりとする。

## ア 流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応

運営権者が、悪質排水の流入等(流入水量が水量に関する流入基準を上回る場合や流入水質が水質に関する流入基準を満たさない場合、不可抗力その他の事由で正常な運転が確保できない場合)の事実を確認した場合は、町及び運営権者は以下の措置を講じること。ただし、悪質排水の流入等の結果、放流水質基準未達の場合において、運営権者は責を負わないものとする。

- ・ 運営権者は、放流水質基準の達成、未達に関わらず、速やかに町に報告するとともに、 悪質排水の流入等の状況証拠を整理し、町に提出すること。
- ・町は、運営権者の情報に基づき、運営権者と連携して悪質排水の流入等の原因究明に努 めるものとする。
- ・放流水質基準の未達が生じた場合、もしくはそのおそれが生じた場合、運営権者は、町 と協議の上、緊急の改善措置を実施すること。
- ・運営権者は、放流水質が正常値になるまで改善措置を実施し、その効果及び改善状況を 町に報告すること。

## イ 放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応

運営権者は、水質試験等により、要求水準値が未達のおそれが生じた場合は、以下の対応 を図ること。

- ・放流水質基準未達の旨を町に速やかに報告するとともに、緊急改善措置を実施すること。
- ・その原因の究明を行うこと。

未達となった場合には、さらに、以下の対応を図ること。

- ・原因が悪質排水の流入等以外の場合、町は運営権者に改善を促す。
- ・放流水質が正常値になるまで、運営権者は改善措置の効果及び改善状況を町に報告する こと。なお、改善措置の効果の確認は、計量証明によるものとする。

#### (3) 調達管理

調達管理業務の内容は、維持管理業務の実施に必要となるユーティリティ(電気、ガス、水道、薬品、燃料、消耗品、通信等)の調達、管理及び費用負担を行うことである。

運営権者は、維持管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施すること。

- ・維持管理に関わるユーティリティは、運営権者の裁量にて調達を行うこと。なお、電気、 ガス、水道、通信の契約者及び使用者は運営権者とする。
- ・省エネルギーの観点から使用電力量の低減等の自主的なエネルギー管理を行うこと。
- ・電力については、再生可能エネルギー由来電力の利用を行い、温室効果ガス削減に努める こと。また、ガス、水道等もカーボンフットプリントを踏まえた調達を検討し、温室効果 ガス削減に努めること。

#### (4) 廃棄物管理

廃棄物管理業務の内容は、対象施設から発生する廃棄物について、廃掃法を遵守して適正に

汚泥等の処理、運搬及び処分を行うことである。

運営権者は、維持管理計画に定める廃棄物管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施すること。

- ・汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等 にフィードバックし、適切な管理を行うこと。
- ・汚泥処理施設を適正に管理するため、汚泥管理目標として、運転操作上設定する汚泥含水 率等の基準を自ら設定し、遵守すること。
- ・水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標 と操作量及び監視頻度を設定すること。運転操作方法の設定においては、濃縮汚泥の高濃 度化、脱水の高効率化、省エネルギー化に努めること。
- ・対象施設から発生する汚泥等の産業廃棄物及び一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分 配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

## (5) 保安管理

運営権者は、対象施設における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を 防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管 理に必要な対応を行うこと。

## 5 保全管理に関する事項

運営権者は、以下に掲げる事項を踏まえ、対象施設の保全管理を行うこと。

#### (1) 保守点検

保守点検の内容は、以下に掲げる事項である。

- ・対象施設・設備の日常点検、定期点検、法定点検及び臨時点検の実施と諸記録
- ・保守点検に伴う消耗品の交換・補充、機器調整、注油等
- ・対象施設・設備の周辺の清掃
- 対象施設・設備の故障発生時の臨時点検及び原因調査記録
- ・ 自家用電気工作物の保安管理(みなし設置者)
- ・消防用設備の保守点検
- ・地下タンクの保守点検
- ・汚泥脱水機のろ布の交換
- ・備品等の点検・整備

なお、各点検の定義は以下のとおりとする。

| 点検項目 | 内容                                                                                                           | 備考                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 日常点検 | 運転状態の各種設備の予防保全を目的に行い、目視及び五感による観察等により、異常を発見した場合はその都度、処置し、経過を記録して町に報告する。                                       | 点検の結果、異常を                               |
| 定期点検 | 各種設備の損傷、腐食及び摩耗状態を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等の期間を定めて行うものとし、測定、調整、分解清掃等の結果を写真及び測定記録を添付のうえ、町に報告する。 | 発見した場合には、<br>速やかに対応を行い、その状況を町に<br>報告する。 |
| 法定点検 | 法の定めに従い検査点検を行うもの。酸欠測定器、空気呼吸器等機器<br>の定期自主点検は、法の定めに従い行うものとする。点検に伴う調整、                                          |                                         |

|                                                                       | 給油、消耗品の交換、補充及び清掃は、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、必要に応じて作業確認等を行う。 |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検であり、警報等設備の異常<br>臨時点検 はは、なけばなな表別してからは、どかった状態によっており、 |                                                      |
| 咖叶杰快                                                                  | に対して状況を確認するために必要の都度行う。                               |

運営権者は、対象施設・設備の機能・性能の維持及びライフサイクルコストの最小化のため、維持管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施すること。

- ・各設備が有している機能・性能を十分に発揮できるよう日々保守点検を実施するために、 過年度までの委託仕様書も参考として日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理等 の年間実施計画を作成すること。
- ・各設備機器等が有している機能・性能を十分に発揮できるように日常点検、定期点検、臨 時点検を通し、機能の確認、整備、簡易な故障修理等を行うこと。
- ・点検で異常・不良及び故障等を発見した場合は、適切な処置を行い速やかに町に報告する こと。
- ・運営権者は電気事業法に定める電気主任技術者を選任し、自家用電気工作物を維持するほか、関係法令を遵守し、電気設備の保安業務を行うこと。なお、電気主任技術者の選任は 外部への再委託等も可とする。

#### (2) 修繕

修繕の内容は、保守点検結果に基づき、対象施設・設備の補修及び修繕を実施することであり、 さらに不測の事態により発生した設備の不具合解消に対する補修及び修繕も業務の対象とす る。

運営権者は、対象施設・設備の機能・性能の維持及びライフサイクルコストの最小化のため、維持管理計画の内容に基づき、以下に掲げる事項を踏まえ業務を実施すること。

- ・各施設・設備及び機器の機能が正常に発揮・維持できるよう、適切に保守点検及び修繕を 実施すること。また、保守点検の結果を踏まえて保全計画を作成し適切な修繕を実施する こと。
- ・設備・機器等に異常・故障等が発生した場合は、補修等の適切な初期対応を行うと共に、 原因を究明し、異常報告を速やかに行って機能の回復に努めること。
- ・修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。 な お、事後速やかに修繕内容、修繕金額等を町に報告するものとする。
- ・修繕に使用する部品等は、必要な機能を満たすものを採用すること。
- ・故障、不良、破損の状況が運営権者では対応できない場合は、異常報告書及び図面を添付 して報告を行い町へ復旧依頼を行うこと。
- ・修繕実施後の履歴を整理し、町に報告すること。
- ・機器の保全履歴や整備・工事等の情報を整理し保管すること。
- ・事業終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

#### (3)調査

調査業務は、改築時期及び範囲を特定する情報を収集する業務である。各機器の特性に応じて目視・聴覚等による定性的な把握や測定機器等を用いて劣化の実態や動向を確認し、データ

として記録すること。

なお、調査業務は客観的に調査結果の妥当性が判断できるよう努めること。また、調査に当たっては、開示資料に示す予定の「健全度調査要領及び評価基準」に準じること

運営権者は、町のストックマネジメント(処理場・ポンプ場施設編)実施方針に基づく、現 行の点検・調査計画を踏まえて、必要に応じて見直しを行い、本事業で調査を実施する。

この実施結果を受けて、修繕・改築計画の策定支援、修繕・改築の実施を行うとともに、次期ストックマネジメント(処理場・ポンプ場施設編)の点検・調査計画の策定支援を行い、改築の実施を行うこと。

## 6 その他維持管理に関する事項

その他維持管理の内容は、以下に掲げる事項である。

- ・し尿等下水道投入施設の維持管理
- ・環境整備(一般廃棄物の処理、清掃管理、植栽管理)
- ・その他 (見学者対応、情報入力)

運営権者は、対象施設・設備の機能・性能の維持及びライフサイクルコストの最小化のため、維持管理計画の内容に基づき、業務を実施すること。

## (1) し尿等下水道投入施設の維持管理

し尿等下水道等施設について、し尿の受入管理、運転監視及び保全管理、清掃等の維持管理 を行うこと。

現在の維持管理は以下の様な状況である。運営権者は、これらの状況を参考にサービス水準が低下しないよう維持管理を実施すること。

#### ①し尿の受入管理

- ・モニターによるバキューム車受入の監視及び指示
- ・搬入受入日 月曜日~金曜日(12月29日~1月3日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び葉山浄化センターの電気設備年次点検時を除く。)
- ・搬入受入時間 8:30~16:30 (12:00~13:00 は除く。)
- ・搬入受入台数 バキュームカー 1日 約19台

#### ② し尿等下水道投入施設の運転及び保守管理

- ・機器の運転及び記録、搬入量のデータ管理
- ・機器の保守点検(月1回)

#### ③ し尿等下水道投入施設の清掃業務

- ・し尿受入管の清掃(1日の搬入受入れ終了後)
- ・配管洗浄(高圧洗浄車を使用し、受入時に詰まることがないようにあらかじめ洗浄するもの。毎年6月、9月、12月、3月に実施。)
- ・し尿貯留タンク等及びその周辺の清掃(特に、し尿貯留タンクの清掃に関しては、吸引車 及び高圧洗浄車を使用し、毎年6月、9月、12月、3月に実施。これに伴い発生した廃棄 物は、受託者の責任により処分。)

## (2) 環境整備

## ① 一般廃棄物の処理

発生したし渣の搬出・運搬・処分(処分先は葉山町クリーンセンターとする。)を行うこと。

#### ② 清掃管理

運営権者は、以下に掲げる本事業用地内及び施設内の清掃等を実施し、施設の機能及び作業環境を良好に保ち美観を維持すること。

- ・葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場建物内部清掃(窓ガラス清掃含む)
- ・葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場建物外部清掃(敷地内除草、植込みの除草、落ち葉の清掃等)
- ・葉山浄化センター山側斜面の手入れ、場内道路、L型側溝、雨水ます等の清掃
- ・敷地周辺道路の清掃
- ・施設設置管内外の確認

## ③ 植栽管理

運営権者は、本事業用地内の外構施設及び植栽(建物内部等に植栽を提案する場合はそれも含む。)に関して、以下に掲げる事項を踏まえ、必要かつ適切な保護・育成・処理を実施し、維持すること。

- ・植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮すること。
- ・植物の種類、形状、生育状況等に応じて、せん定、刈り込み、潅水、除草、施肥、病害虫 防除、強風や冬季に必要な養生等の適切な方法による維持管理を行い、周辺環境と調和し た美観を保持すること。
- ・薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定し、散布、使用に当たっては、予め町担当者と協議すること。
- ・敷地境界付近での作業方法等については、必要に応じて近隣住民と事前に協議・調整のう え、適切に行うこと。

#### (3) その他

#### ① 見学者対応

運営権者は、町の要請に応じ、葉山浄化センター等への見学者を受け入れ、対応の補助業務を行うこと。

## ② 下水道維持管理情報システムへの情報入力

運営権者は、各種業務(運転管理業務、保全管理業務、その他)で得た情報のうち、対象施設の維持管理状況を把握する上で必要な情報を、町所有の下水道維持管理情報システムに入力すること。

データの入力は、事象を確認後、速やかに行うこと。また、入力内容は、計測結果等と充分照合し、その内容に誤りがないようにすること。

## 第4 改築に関する要求事項

## 1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、施設の改築を実施すること。

#### (1) 業務の考え方

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の観点で計画的かつ効率的・効果的な改築及び長寿命化を行い、本要求水準を満足すること。

また、創意工夫を十分に活かし、最適な時期及び改築方法によりライフサイクルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び低炭素型の下水処理を実現すること。

## (2) 改築実施体制

## ① 改築体制の構築

改築に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用を検討すること。
- ・より効率的・効果的に業務を実施できる設計企業、建設企業を選定すること。
- ・改築において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担 当すること。
- ・工事の監督管理を行う監督員を配置すること。

## ② 従業者が有するべき資格

改築を実施するにあたり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、運営権者自らが、当該業務を行わせるにあたり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

## (3) 業務内容

運営権者の行う業務内容は、以下のとおりとする。

#### ① 改築計画支援

- ・ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援
- ・事業化スケジュール提案
- 補助要望資料等作成
- ・その他必要な事項

## ② 設計

- ・調査
- 設計
- 積算
- 発注図書作成
- ③ 工事
- ④ 工事監督
- ⑤ その他関連事項
  - 国交付金交付要綱
  - 会計実地検査等

- ・工事実績データ
- その他

## 2 改築実施基準

#### (1) 対象施設の処理能力

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の改築に伴う処理能力は「第1総則 4基本条件」 に示す、対象水量、汚水処理、汚泥処理に関する事項を満足すること。

#### (2) 対象設備の性能

対象施設の改築に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえて実施すること。

- ① 改築対象設備の性能は、基本的に改築提案内容に基づくものとするが、改築時期によっては、最新の技術情報、将来の技術の変化等も考慮すること。
- ② 改築対象設備の必要台数・必要能力は、改築時に求める処理能力を基本とするが、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び改築提案内容を踏まえたものとすること。
- ③ 改築対象設備の設計又は選定は、下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)を原則準拠するとともに、より事業規模及び目的に則した民間企業のノウハウを活かした新技術等を積極に活用することにより、コストの削減及び効率化を図ること。

なお、新技術等の採用に当たっては、以下に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術とともに、運営権者自らが費用対効果を検討し、本事業を実施するにあたり適切であると認める新技術の積極導入を図ること。

- · B − D A S H (国土交通省)
- ・新技術 I 類 (日本下水道事業団)
- ・日本下水道新技術機構審査証明技術(日本下水道新技術機構)
- ·NETIS (国土交通省)
- ④ 経済性及び維持管理性等を勘案し改築対象設備の用途に応じて設定すること。
- ⑤ 省エネルギー化技術、再エネルギー化技術、創エネルギー化技術を十分に検討すること。
- ⑥ 監視制御設備、運転操作設備のベンダーフリー化 使用するLANシステム及び通信プロトコルは、オープンインターフェースとすること。 特に中央監視室と設備コントローラの間は、汎用プロトコルを使用した通信方式とすること。
- ⑦ 材質の特記事項 改築対象設備に用いる材質は、腐食及び磨耗に十分耐え、堅牢なものとすること。
- ⑧ 耐震性能の確保

工事を行う場合は、下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)を遵守すること。既存設備に関しては、劣化等によるぐらつきの有無等について点検し、必要に応じて安全性を確保する措置を講じること。また、運営権設定対象施設の資機材に関して、地震時において荷崩れや倒壊しないよう、積み上げ高さ等に留意するとともに、必要に応じて、転倒防止策等を講ずること。

⑨ 既存躯体構造の保全

改築に当たっては、以下に掲げる事項に留意して、既存躯体構造を維持すること。

- ・既存躯体構造に影響を与えないようにすること。やむを得ず構造に影響を与える場合は、 構造計算の実施等により安全性を確認すること。
- ・既存設備より荷重の大きい設備を設置する場合は、構造計算の実施等により安全性を確認 すること。
- ・設置のために、はつり等を行った場合は、適切に修復すること。
- ⑩ 改築対象設備の設置改築対象設備の設置に当たっては、転倒、落下等のないように堅固に固定すること。
- ① 改築対象設備の耐用年数

改築対象設備は、「標準耐用年数及び処分制限期間」(「下水道施設の改築について」(平成3年4月23日事務連絡、平成15年6月19日改定)別表)に示す標準耐用年数、処分制限期間以上、継続して機能を保持させること。更新を実施した改築対象設備については、更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること。

## 3 改築計画支援に関する事項

## (1) ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援

改築計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-(国土交通省)」に準じて策定すること。

改築計画書には、実施契約書に示す各計画対象期間において、以下の事項を記すこと。また、別添のストックマネジメント計画についても改築計画策定の参考とすること。本計画においては下記の事項を含むこと。

- ア 改築の方針・概要
- イ 改築費用
- ウ 改築のスケジュール
- エ 改築対象設備ごとの下記事項
- オ 改築計画書(案)作成時点での健全度評価結果
- カ 更新又は長寿命化の検討結果
- ・改築の内容(改築提案内容から変更がある場合は、当該記載内容と同等以上の性能を確保することを示すこと)
- ・改築提案内容のうち入れ替えを行う改築・その根拠・入れ替えの前後の改築費用の比較 結果
- ・改築提案内容のうち実施を取り止める改築・その根拠 (健全度評価等)・当該改築を実施しないことにより増加する維持管理費用の見込額
- キ 事業計画、全体計画、各上位計画との妥当性の確認
  - ・事業・全体計画現況を踏まえた規模(容量)及び機種選定
  - ・各上位計画(温室効果ガス削減、耐震・耐水計画)を踏まえた計画策定とする
  - ・現況システムの妥当性検討、最適機種(システム)の概略選定
- ク 概算事業費

## (2) 事業化スケジュール提案

事業者は、修繕・改築計画に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。

#### (3) 補助要望資料等作成

事業者は、町が作成するストックマネジメント計画及び補助要望資料の作成を支援し、必要となる資料の提供を行うこと。

## (4) その他必要な事項

改築業務を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

## 4 設計に関する事項

運営権者は、本要求水準書及び修繕・改築計画を踏まえ、工事の実施にあたり必要となる調査、設計、積算等を行うこと。

## (1) 調査

既存設計図書及び設備台帳データなど必要な資料の収集整理及び把握を行い、既設設備の 取合点、運用状況、支障物等の施工環境について十分に調査を行い、当該工事において影響 が想定される事象に対して、必要な事前調査計画を立案し、実施すること。

## (2) 設計

## ① 設計に関する一般的事項

運営権者は、本要求水準書、改築計画及び工事計画を基に、工事の実施にあたり必要となる設計を行うこと。また、葉山町公共下水道事業変更事業計画書及び全体計画に基づき施設規模及び機種等を検討し、その検討結果を踏まえた設計を行うこと。設計に当たっては以下に掲げる事項を踏まえて実施すること。

- ・維持管理期間中に設計思想との乖離等が発生しないよう、システム、機器仕様、各種動線、 運転方法、監視制御方法等についての検討を十分に行うこと。
- ・基本設計及び詳細設計を行い、設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、施工方法の比較 検討、耐震設計を行い、工事の実施にあたり必要となる設計図書等(設計図、計算書等) の作成を行うこと。
- ・「社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての検討要件化等の運用について(令和2年3月31日)」における交付要件化の内容に従い、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における実証技術の導入検討を行うこと。

## ② 技術提案及び契約金額の遵守

運営権者は、本事業を行うにあたり提示した技術提案及び実施契約書に定める改築に係る 費用の金額を遵守し設計すること。予見できなかった事象や現場条件の変更に起因する理 由、物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。

## ③ 設計に関する許認可等

工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、町及び関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、町が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、必要となる基礎資料を提供し書類作成及び手続き等に協力すること。

## ④ 関係法令の遵守

別紙3に定める関係法令を遵守した設計を行うこと。

#### ⑤ 安全性の確保

- ・対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重(自重、動荷重)を確認し、新たに設置する設備の荷重が既存設備の荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要に応じて躯体の補強を実施すること。
- ・災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- ・災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- ・施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

## (3) 積算

以下に定める「詳細設計積算」及び「請負代金内訳書」の両積算図書を作成すること。

## ① 詳細設計積算(積算基準に基づく官積算と同等とみなす積算)

- ・土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、予定する請負契約毎に積 算を行うこと。
- ・下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を 添付すること。
- ・積算にあたり非公表である単価・歩掛を使用する必要が生じた場合については、見積額を 設定し、見積額であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。

#### ② 請負代金内訳書

- ・下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、請負代金内訳書 に明細書及び代価表並びにその他積算を行うに当たっての根拠資料を添付し提出すること。
- ・上記「詳細設計積算」と比較し、数量又は単価が大きくなる場合は、理由を記載するとともに、必要に応じ詳細を記した理由書を添付すること。

## (4) 発注図書作成

設計完了後、以下に示す設計図書を町に1 部提出し、町の承諾を得ること。なお、様式については任意とする。

- · 各種調查書、検討書、計算書
- 設計図
- 電子データ
- ・その他町が指示する図書

## 5 工事に関する事項

工事を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

#### (1) 工事に関する一般事項

## ① 責任施工

施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守は、全て運営権者の責任により確保する

こと。また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。

#### ② 工事に伴う許認可

工事に当たって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと (許可申請手数料を含む)。また、町が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるように協力すること。

## ③ 施工計画書の提出

現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し町に提出すること。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を町に提出すること。

町に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。

- ア 工事概要
- イ 実施体制
- ウ 緊急時の体制及び対応

その他町が指示する事項

## (2) 試運転及び性能試験

#### ① 試運転

工事を行った施設・設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認するとともに、総合的な運転調整を図るため、試運転を行うこと。試運転の実施に当たっては、当該実施に関する要領を記載した試運転計画書を作成すること。また、町が、試運転に立会うことを求めた場合は、これに応じること。

#### ② 性能試験

工事を行った施設・設備等が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するため性能試験を行うこと。また、町が、性能試験に立会うことを求めた場合は、これに応じること。

#### (3) 町の実施確認による検査

運営権者と当該工事の委託等を受けた者との間で予め完成検査を行ったうえで、町の実施確認による検査を受けること。実施確認に当たっては、工事完成図書を町に提出のうえ受検し、当該資料について運営権者が保管すること。

#### 6 工事監督に関する事項

工事を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、監督員を配置して工事監督管理の適切な 対応を行うこと。

#### (1) 施工管理

運営権者は、工事の実施の際、施工管理、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理及び品質 管理を十分に行うこと。

- ・敷地内において町が発注したその他の工事や近接する別工事との調整を率先して行い、関係する工事の円滑な施工に協力すること。
- ・工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について町に報告する こと。当該報告を踏まえ、町が行う進捗状況の確認に協力すること。工事工程に遅延の恐 れがある場合は、その旨を速やかに町に報告すること。
- ・工事完成後の確認が困難な箇所については、施工状況が確認できる写真などにより確認書類を作成、保管し、町の請求があった場合は提示すること。
- ・必要に応じて近隣住民と調整を図り、円滑な施工を心掛けること。

## (2) 品質管理

運営権者は、改築後の品質を確保するため、監理技術者又は主任技術者の責任の下で、施工 前、施工時及び竣工時の品質について十分管理し、その結果が確認できる資料を工事完成図書 とともに作成すること。

## 7 その他関連事項

## (1) 国交付金交付要綱

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に 用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

## (2) 会計実地検査等

必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

## (3) 工事実績データ

工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報システム (CORINS) に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、登録機関に登録すること。また、運営権者は監理技術者などの選任が求められる者の登録重複が無いことを確認し、町が登録状況の適正について確認を求めたときには、適宜回答すること。

## (4) その他

連営権者は、その他、処理場・ポンフ場の改築にあたり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ①既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに町へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置 をとり、補修すること。
- ②緊急時の体制及び対応
  - ・豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、臨時的な地震情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。
  - ・上記保全措置について、施工計画書に記載すること。
  - 災害発生時において、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させる。災害発

生以降は、汚水溢水や道路陥没といった現場状況等の把握につとめ応急処置を講じるとと もに、及び必要に応じて関係機関へ連絡すること。

・災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速や かに町に報告すること。

## ③施設情報の更新

運営権者は、工事情報、設備情報等の内容について、町所有の下水道維持管理情報システムに入力すること。

データの入力は事象を確認後、速やかに行うこと。また、入力内容は、計測結果等と充分 照合し、その内容に誤りがないようにすること。

## 第5 附帯事業に関する要求事項

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として 設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことによ り費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は附帯事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は附帯事業を提案することができる。ただし、附帯事業の提案は必須ではなく既存の処理工程や義務事業の業務範囲を継続しても構わない。事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出し事前に町の承諾を必要とする。

町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権 者の実施義務を定めることとする。

附帯事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

- 1 基本的事項
- 2 事業計画に関する事項

## 第6 任意事業に関する要求事項

任意事業とは、多分野連携又は広域連携として、葉山町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し当該受託収入で費用を賄う受託事業、若しくは本事業又は町の用地及び施設において事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出し事前に町の承諾を必要とする。

地域貢献などを目的に、多分野連携又は広域連携として、受託事業又は町の用地及び施設を活用する事業を提案する場合、町は協力する。

運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない 範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は町の用地及び 施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与 えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に 影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。ただし受託事業を実施する 場合は除く。

任意事業は独立採算を基本とするため、その経理に当たっては、義務事業及び附帯事業に係る 経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

任意事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

- 1 基本的事項
- 2 事業計画に関する事項

## 第7 契約終了時に関する要求事項(措置)

### 1 施設機能確認

運営権者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ・事業期間終了時において、業務の対象となる全ての施設が下水道施設としての機能・性能を 発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後1年以内は改築等を伴う大規模修繕(ストックマネジメント計画として策定した計画的な修繕・改築は除く)を要することのない状態 に整備すること。
- ・事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態(軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む)を除く)であることを町に報告すること。
- ・町が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って町が運営権者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。
- ・町が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経 過後も修繕・撤去を行わないときには、町は運営権者による修繕、解体撤去に代えて、第三者 に対して当該修繕、解体撤去を委託(この場合、運営権者は、当該修繕、解体撤去のために 要した費用を負担)する。
- ・町は契約終了日から1年以内に運営権者が導入した設備等に契約不適合があることを知った ときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に 代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後1年以内に請求(ただし、町が合理的 な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く)する。

### 2 引継ぎ

運営権者は、本事業期間中を通じて引継ぎ事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日の 180 日前までに引継文書の暫定版を町に提出し、本事業終了日までに引継文書の最終版を町に提 出すること。

引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点等を把握できるような内容とすること。

また、事業期間終了時までの町が必要と認める期間、町又は町の指定する者に必要な技術指導を行うこと。

#### 3 その他

運営権者は、契約終了に伴い以下に掲げる事項を実施すること。

- ・自らが締結している契約及び維持している許認可等について、次期運営主体が承継を希望する場合には、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、 承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に引渡すること。
- ・町又は次期運営主体に事業が引き継がれるまでに、町又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- ・町の指定する日までに、本事業に関して運営権者が有する財務及び運営・技術に関するすべての最新文書を町又は次期運営主体に電子媒体(町又は次期事業主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。)で引渡すこと。
- ・事業終了日に対象施設が要求水準に適合した状態で町又は次期運営主体に引渡すこと。

# 別紙1 用語の定義

| 用語           | 定義                                              |
|--------------|-------------------------------------------------|
| ±r. →.       | 町の発議により、町が運営権者に対し、町の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施     |
| 指示           | させることをいう。                                       |
| 承諾           | 運営権者の発議により、運営権者が町に報告し、町が了解することをいう。              |
| 協議           | 町と運営権者が対等の立場で合議することをいう。                         |
| 4E 111       | 町が運営権者に対し、又は運営権者が町に対し書面又はその他資料等(電磁的記録等を含む)を     |
| 提出           | 説明し、差し出すこと。                                     |
| 報告           | 運営権者が町に対し、業務の状況又は結果について書面等(電磁的記録等を含む)により説明し、    |
| <b>羊区 ロ</b>  | 知らせることをいう。                                      |
| 連絡           | 町と運営権者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押     |
| <b>連</b> 稍   | 印が不要な手段により互いに知らせることをいう。                         |
| 確認           | 町又は運営権者が、現場や関係資料等により、物事に対する認識・把握・理解などの内容をはっ     |
| 1/住市心        | きりさせ確かめること。                                     |
|              |                                                 |
| 経営           | 運営事業計画の作成、実施体制の確保、利用料金の収受、財務管理、セルフモニタリング、委      |
| 性呂           | 託等事業全体を管理・遂行すること。                               |
| 委託等          | 本事業を実施する特別目的会社(SPC)が、業務を応募企業・構成企業等に委託又は請負わせるこ   |
| 女儿子          | と。                                              |
| 再委託等         | 本事業を実施する特別目的会社(SPC)から委託等を受けた応募企業・構成企業等が、応募企業・   |
|              | 構成企業以外のものに業務の一部を委託又は請負わせること。                    |
| 維持管理         | 維持及び修繕の総称。                                      |
| 維持           | 施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事      |
| 7,123        | を伴わないもの。                                        |
| 修繕           | 老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保す      |
| 12.74        | ること。                                            |
| 保守           | 定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・      |
|              | 取替等を行う活動のこと。                                    |
| 点検           | 施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。                 |
| 調査           | 施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。          |
| 改築           | 対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うこと。更新、長寿命化対策の総称。         |
| 工事監督         | 会計法第29条の11第1項及び下水道法施行令第15条の定めに準拠し、運営権者が工事又は製    |
|              | 造その他(又はこれに準ずるもの)の履行の適正を確保するために行う監督行為。           |
|              |                                                 |
| ᄺ            | 複数の企業によって構成される応募グループの一員のこと。本事業を実施する特別目的会社       |
| 構成企業         | (SPC)に出資して、本普通株式(実施契約書(案)に定める本普通株式をいう。)すべての割当てを |
| 111 → V 7112 | 受けるもの。出資者中最大の出資割合を負担するものを代表企業とする。               |
| 地元企業         | 職種によらず、葉山町に本社がある企業                              |

# 別紙2 施設概要

表 別紙2-1 葉山浄化センターの主要な施設

| 施設<br>名称         | 主要な施設の<br>名称                | 数量 | 構造                               | 能力                                                   | 摘要              |
|------------------|-----------------------------|----|----------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|
|                  | 流入きょ                        | 1式 | 鉄筋コンクリート造                        | 流量 約 0.6m³/s                                         |                 |
|                  | 汚水調整池                       | 4池 | 鉄筋コンクリート造                        | 貯留時間 約3時間                                            |                 |
|                  | 反応タンク                       | 4池 | 鉄筋コンクリート造                        | HRT 約3時間                                             |                 |
|                  | 酸素発生装置                      | 1台 | _                                | 酸素量 約 5,000kg/日                                      | 休止中             |
|                  | 最終沈殿池設備                     | 4池 | 鉄筋コンクリート造<br>矩形1方向定流式            | 沈殿時間約4時間                                             |                 |
|                  | オゾン<br>接触タンク                | 2池 | 鉄筋コンクリート造<br>迂回流式                | 接触時間約15分                                             | 躯体のみ            |
|                  | 生物膜ろ過                       | 2池 | 鉄筋コンクリート造                        | ろ過速度約 200m/日                                         | 休止中             |
|                  | 放流ポンプ                       | 3台 | 槽外型ポンプ                           | 6.3m³/分×2台<br>6.9m³/分×1台                             | 内1台予備           |
|                  | 放流きょ                        | 1式 | 鉄筋コンクリート造                        | 流量 約 0.6m³/s                                         |                 |
| 葉山               | 汚泥濃縮設備                      | 1台 | 機械式 (造粒装置)                       | 290kgDS/時                                            | 計画2台            |
| 来山<br>浄化<br>センター | 汚泥脱水機                       | 1台 | ベルトプレス型 287.5kg・DS/時<br>ろ布幅 2.5m |                                                      | 計画2台            |
|                  | 自家発電設備                      | 1台 | ガスタービン<br>発電装置                   | 発電容量 625kVA<br>※2026 年共用開始予定                         | 現有:<br>約 875KVA |
|                  | 管理汚泥棟                       | 1棟 | 鉄筋コンクリート造                        | 夾雑物除去室、酸素製造機<br>械室、自家発電機室、脱水<br>機室、事務室、会議室、水<br>質試験室 |                 |
|                  | 高度処理棟                       | 1棟 | 鉄筋コンクリート造                        | 放流ポンプ室、ブロワ室<br>ろ過室                                   |                 |
|                  | (し尿等下水道<br>投入施設)<br>し尿移送ポンプ | 2台 | 槽外型ポンプ<br>(破砕ポンプ)                | 0.3m³/分×2台                                           | 葉山浄化            |
|                  | (し尿等下水道<br>投入施設)<br>し尿貯留タンク | 1槽 | FRP 製                            | 12m³×1槽                                              | 場内              |

# 表 別紙2-2 し尿等下水道投入施設概要

| ①供用開始年月  | 平成 26 年 4 月                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| ②名称      | し尿等下水道投入施設                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |
| ③位置      | 神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地<br>(葉山浄化センター場内)                                                                                                                                                                                      |  |  |  |  |
| ④能力      | し尿貯留タンク:12 m³                                                                                                                                                                                                             |  |  |  |  |
| ⑤搬出頻度・時間 | 搬入受入日 月曜日~金曜日<br>搬入受入時間 8:30~16:30<br>(12:00~13:00 は除く。)                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |
| 機械設備     | ・し尿貯留タンク 12 m <sup>3</sup> FRP 製 1 槽<br>・し尿移送ポンプ 無閉塞型破砕ポンプ (0.3 m <sup>3</sup> /分) φ150/65mm×11kW 2 台                                                                                                                     |  |  |  |  |
| 電気設備     | <ul> <li>・し尿投入量計測器 電磁流量計 φ80 1組</li> <li>・し尿貯留タンク液位計 差圧式水位計 1組</li> <li>・ITVカメラ し尿受入装置及びし尿投入設備制御盤の監視用2台</li> <li>・し尿監視装置 ITV カメラの映像監視、電力量及び投入量管理1式</li> <li>・し尿投入設備制御盤 屋内自立型監視盤 1面</li> <li>・し尿受入装置 屋内防滴壁掛型 1面</li> </ul> |  |  |  |  |

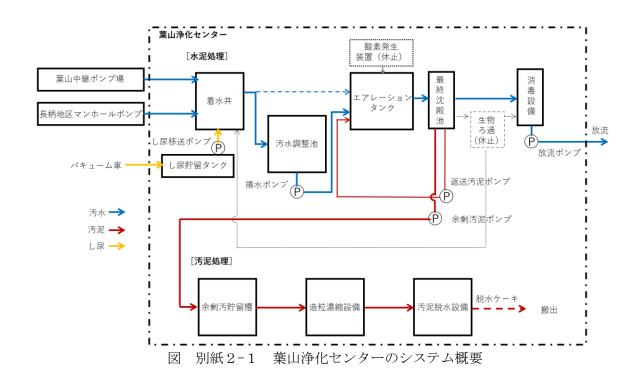


表 別紙 2-3 葉山中継ポンプ場の主要な施設

| 施設<br>名称     | 主要な施設の<br>名称 | 数量  | 構造             | 能力                           | 摘要               |
|--------------|--------------|-----|----------------|------------------------------|------------------|
|              | 沈砂池          | 2池  | 鉄筋コンクリート造      | 水面積負荷<br>約 1,800m³/m²/日      |                  |
| <b>華山市</b> 姚 | ポンプ棟         | 1 棟 | 鉄筋コンクリート造      | 発電機室、電気室、機械室                 |                  |
| 葉山中継<br>ポンプ場 | 汚水ポンプ        | 2台  | 槽外型ポンプ         | 5.6m³/min×2台<br>4.4m3/min×1台 |                  |
|              | 自家発電設備       | 1台  | ガスタービン<br>発電装置 | 発電容量 625kVA<br>※2026 年共用開始予定 | 現有:<br>約1,000KVA |

表 別紙 2-4 マンホールポンプ場(32 箇所)

| No | 地区名称  | 名称                |
|----|-------|-------------------|
| 1  | 長柄地区  | 長柄1号マンホールポンプ場     |
| 2  | 同上    | 長柄2号マンホールポンプ場     |
| 3  | 同上    | 長柄3号マンホールポンプ場     |
| 4  | 同上    | 長柄4号マンホールポンプ場     |
| 5  | 同上    | 長柄5号マンホールポンプ場     |
| 6  | 堀内地区  | 堀内1号マンホールポンプ場     |
| 7  | 同上    | 堀内2号マンホールポンプ場     |
| 8  | 同上    | 堀内3号マンホールポンプ場     |
| 9  | 同上    | 堀内4号マンホールポンプ場     |
| 10 | 同上    | 堀内5号マンホールポンプ場     |
| 11 | 同上    | 堀内6号マンホールポンプ場     |
| 12 | 同上    | 堀内7号マンホールポンプ場     |
| 13 | 一色地区  | 一色1号マンホールポンプ場     |
| 14 | 同上    | 一色2号マンホールポンプ場     |
| 15 | 同上    | 一色3号マンホールポンプ場     |
| 16 | 同上    | 一色4号マンホールポンプ場     |
| 17 | 同上    | 一色5号マンホールポンプ場     |
| 18 | 下山口地区 | 下山口1号マンホールポンプ場    |
| 19 | 同上    | 下山口2号マンホールポンプ場    |
| 20 | 同上    | 下山口3号マンホールポンプ場    |
| 21 | 同上    | 下山口4号マンホールポンプ場    |
| 22 | 同上    | 下山口5号マンホールポンプ場    |
| 23 | 同上    | 下山口6号マンホールポンプ場    |
| 24 | 同上    | 下山口7号マンホールポンプ場    |
| 25 | 同上    | 下山口8号マンホールポンプ場    |
| 26 | 同上    | 下山口9号マンホールポンプ場    |
| 27 | 同上    | 下山口 10 号マンホールポンプ場 |
| 28 | 同上    | 下山口 11 号マンホールポンプ場 |
| 29 | 同上    | 下山口 12 号マンホールポンプ場 |
| 30 | 同上    | 下山口 13 号マンホールポンプ場 |
| 31 | 同上    | 下山口 14 号マンホールポンプ場 |
| 32 | 同上    | 下山口 15 号マンホールポンプ場 |

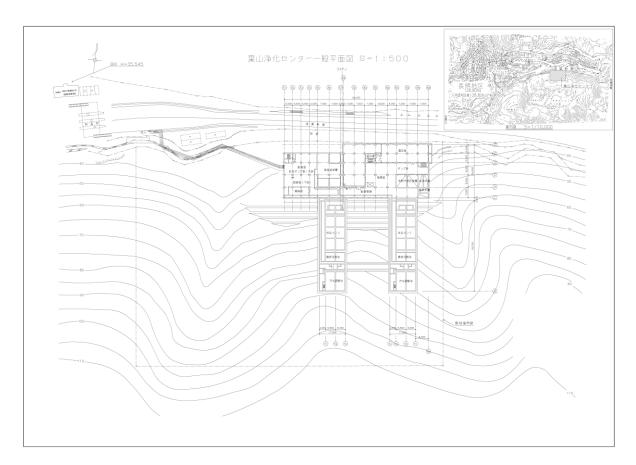


図 別紙2-2 葉山浄化センター一般平面図(全体)

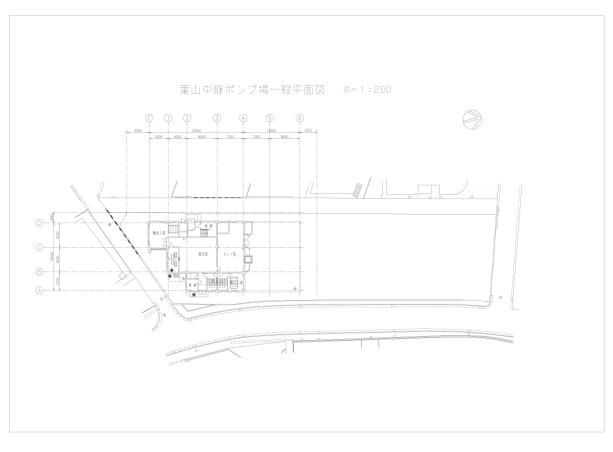


図 別紙2-3 葉山中継ポンプ場一般平面図

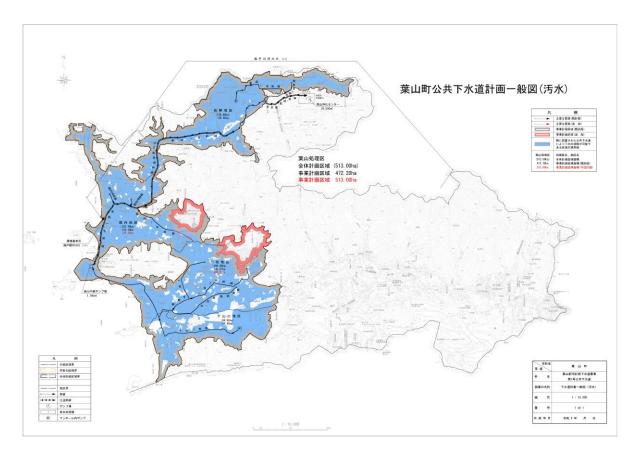


図 別紙2-4 葉山処理区一般平面図

## 別紙3 関係法令

| 番号 | 関連法令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 下水道法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3  | 環境基本法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4  | 河川法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5  | 大気汚染防止法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6  | 水質汚濁防止法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 7  | <b>騒音規制法</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8  | 振動規制法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9  | 悪臭防止法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10 | 土壌汚染対策法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 11 | 工機行業利泉伝                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12 | 電気事業法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 13 | 電気用品安全法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 14 | 電気関係報告規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 15 | 電力設備に関する技術基準を定める省令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 16 | 電気工事士法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 17 | 電気通信事業法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 18 | 有線電気通信法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19 | 衆電気通信法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 20 | 高圧ガス保安法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 20 | 危険物の規制に関する政令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 22 | 計量法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 23 | クレーン等安全規則及びクレーン構造規格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 23 | ボイラー及び圧力容器安全規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 25 | 道路法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 26 | 建築基準法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 27 | 消防法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 28 | 都市計画法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 29 | 景観法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 30 | 水道法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 31 | ガス事業法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 32 | 航空法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 33 | 毒物及び劇物取締法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 34 | 電波法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 35 | 労働基準法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 36 | 労働安全衛生法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 37 | ダイオキシン類対策特別措置法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 38 | 建設業法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 39 | 製造物責任法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 40 | エネルギーの使用の合理化に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 41 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 42 | 危険物の規制に関する政令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 43 | 石綿障害予防規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 44 | 特定化学物質等障害予防規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 45 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 46 | 葉山町環境基本条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 47 | 葉山町まちづくり条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 48 | 葉山町火災予防条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 49 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 50 | その他関連法令、規則、条例、要綱、通達等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | The second of the second secon |

## 別紙4 水質分析及び環境測定の実施状況

## 1 水質

- (1) 施設管理・水質管理のための分析・計測
- ①分析項目

施設管理・水質管理のための分析項目について表別紙4-1に示す。

## ②試験方法

下水道法に規定する試験方法、水質汚濁防止法、JIS K 0102 に規定する試験方法とする。 ORP、MLSS については計装機器による計測とする。

表 別紙4-1 葉山浄化センター各点の水質データ計測頻度

| 項目   | 流入水  | 反応 2<br>流2 | タンク<br><b>人</b> 水 | 最終沈殿池 |      | 放流水  |
|------|------|------------|-------------------|-------|------|------|
|      |      | 1系         | 2系                | 1系    | 2系   |      |
| 水温   | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | ı     | _    | 平日実施 |
| 色度   | =    | ı          | =                 | 平日実施  | 平日実施 | 平日実施 |
| 濁度   | -    | ı          | -                 | 平日実施  | 平日実施 | 平日実施 |
| 透視度  | -    | -          | -                 | -     | _    | 平日実施 |
| На   | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | -     | =    | 平日実施 |
| DO   | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | ı     | =    | 平日実施 |
| COD  | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | -     | =    | 平日実施 |
| BOD  | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | ı     | =    | 平日実施 |
| SS   | 平日実施 | 平日実施       | 平日実施              | ı     | _    | 平日実施 |
| ORP  |      | 毎日計測       | 毎日計測              |       |      |      |
| MLSS |      | 毎日計測       | 毎日計測              |       |      |      |
| 残塩   | _    | _          | _                 | -     | _    | 平日実施 |

## (2) 法定水質試験

- ① 試験項目及び数量採取箇所:表別紙4-2、4-3による。
- ② 試験方法

水質汚濁防止法、下水道法に規定する試験方法とする。

表 別紙 4-2 流入水、放流水水質データ (水質汚濁防止法)

|                | 名称                  |          | 流入下水 | 放流水   | 排水基準         |
|----------------|---------------------|----------|------|-------|--------------|
|                | カドミウム及びその化合物        | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.03         |
|                | シアン化合物              | mg/L     | 月1回  | 月 2 回 | 1            |
|                | 有機燐化合物              | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.2          |
|                | 鉛及びその化合物            | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
|                | 六価クロム化合物            | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.2          |
|                | 砒素及びその化合物           | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
|                | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.005        |
|                | アルキル水銀化合物           | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 検出されないこと     |
|                | ポリ塩化ビフェニル           | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.003        |
|                | トリクロロエチレン           | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
|                | テトラクロロエチレン          | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
| 水              | ジクロロメタン             | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.2          |
| 水質汚濁防止法()有害物質) | 四塩化炭素               | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.02         |
| 濁防             | 1,2-ジクロロエタン         | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.04         |
| 上法(            | 1,1-ジクロロエチレン        | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 1            |
| )有害            | シスー1,2ージクロロエチレン     | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.4          |
| 音物質            | 1,1,1-トリクロロエタン      | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 3            |
| 見              | 1,1,2-トリクロロエタン      | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.06         |
|                | 1,3-ジクロロプロペン        | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.02         |
|                | チウラム                | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.06         |
|                | シマジン                | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.03         |
|                | チオベンカルブ             | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.2          |
|                | ベンゼン                | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
|                | セレン及びその化合物          | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.1          |
|                | ほう素及びその化合物          | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 陸域 10、海域 230 |
|                | ふっ素及びその化合物          | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 陸域 8、海域 15   |
|                | アンモニア等窒素規制計算値       | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 100          |
|                | 1,4-ジオキサン           | mg/L     | 月1回  | 月2回   | 0.5          |
|                | ダイオキシン              | pg-TEQ/L | 年1回  | 年1回   | 10以下         |

表 別紙 4-3 流入水、放流水水質データ (生活環境項目)

|                 | 名称              |        | 流入下水 | 放 流 水 | 排水基準         |
|-----------------|-----------------|--------|------|-------|--------------|
|                 | 水素イオン濃度         |        | 月1回  | 月2回   | 5.8~8.6      |
|                 | 測定時水温           | °C     | 月1回  | 月 2 回 | -            |
|                 | 生物化学的酸素要求量**    | mg/L   | 月1回  | 月 2 回 | 25**         |
|                 | 化学的酸素要求量*       | mg/L   | 月1回  | 月 2 回 | 25**         |
|                 | 浮遊物質量           | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 70           |
| 7k              | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | mg/L   | 月1回  | 月 2 回 |              |
| · 質 活           | (鉱油類)           |        |      |       | 5            |
| <br>  濁<br>  防  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 10           |
| 止法              | (動植物油脂類)        |        |      |       | 10           |
| 水質汚濁防止法(生活環境項目) | フェノール類含有量       | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 0.5          |
| 環暗              | 銅含有量            | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 1            |
| 項目              | 亜鉛含有量           | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 1            |
|                 | 溶解性鉄含有量         | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 3            |
|                 | 溶解性マンガン含有量      | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 1            |
|                 | クロム含有量          | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 2            |
|                 | 大腸菌数            | CFU/mL | 月1回  | 月2回   | 800          |
|                 | 全窒素*            | mg/L   | 月1回  | 月2回   | 30*          |
|                 | 全りん*            | mg/L   | 月1回  | 月 2 回 | 4*           |
|                 | ニッケル及びその化合物     | mg/L   | 月1回  | 月 2 回 | 1            |
| 条<br>例          | 外観              |        | 月1回  | 月 2 回 | 著しく色、濁りのないもの |
|                 | 臭気              |        | 月1回  | 月 2 回 | 臭気を帯びさせないもの  |

<sup>※</sup>水濁法ではBOD は河川放流に、COD は海域放流に適用され、条例ではBOD 及びCOD ともに全ての水域に適用される。全窒素及び全りんは、東京湾及び流入河川放流に適用される。

## 3 汚泥試験(含有試験・溶出試験)

## (1) 汚泥試験

試験項目 :表別紙4-4による

回数:年1回

数量 :1地点1検体

採取箇所 :葉山浄化センター汚泥処理棟

検定方法 :廃棄物処理及び清掃に関する法律等に規定する試験方法とする

(1号規制~3号規制)

表 別紙 4-4 汚泥一般性状試験項目

| 含水率             | 含有試験   | 溶出試験 | 溶出基準  | 出任          |
|-----------------|--------|------|-------|-------------|
|                 |        |      | 俗口基準  | 単位          |
| 含水率             | 年1回    | -    | -     | -           |
| pH              | 年1回    | 年1回  |       |             |
| n-ヘキサン抽出物質      | 年1回    | -    |       | -           |
| アルキル水銀          | 年1回    | 年1回  | 不検出   | mg/L        |
| 総水銀             | 年1回    | 年1回  | 0.005 | mg/L        |
| カドミウム           | 年1回    | 年1回  | 0. 03 | mg/L        |
| 鉛               | 年1回    | 年1回  | 0. 3  | mg/L        |
| 有機燐             | 年1回    | 年1回  | 1     | mg/L        |
| 六価クロム           | 年1回    | 年1回  | 1. 5  | mg/L        |
| 砒素              | 年1回    | 年1回  | 0.3   | mg/L        |
| シアン             | 年1回    | 年1回  | 1     | mg/L        |
| ポリ塩化ビフェニル       | 年1回    | 年1回  | 0.003 | mg/L        |
| トリクロロエチレン       | -      | 年1回  | 0. 3  | mg/L        |
| テトラクロロエチレン      | -      | 年1回  | 0. 1  | mg/L        |
| ジクロロメタン         | -      | 年1回  | 0. 2  | mg/L        |
| 四塩化炭素           | -      | 年1回  | 0.02  | mg/L        |
| 1,2-ジクロロエタン     | -      | 年1回  | 0.04  | mg/L        |
| 1.1-ジクロロエチレン    | -      | 年1回  | 1     | mg/L        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | -      | 年1回  | 0. 4  | mg/L        |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | -      | 年1回  | 3     | mg/L        |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | -      | 年1回  | 0.06  | mg/L        |
| 1,3-ジクロロプロペン    | -      | 年1回  | 0. 02 | mg/L        |
| チウラム            | -      | 年1回  | 0.06  | mg/L        |
| シマジン            | -      | 年1回  | 0. 03 | mg/L        |
| チオベンカルブ         | _      | 年1回  | 0. 2  | mg/L        |
| ベンゼン            | -      | 年1回  | 0. 1  | mg/L        |
| セレン             | -      | 年1回  | 0. 3  | mg/L        |
| 銅               | 年1回    | 年1回  | -     | -           |
| 亜鉛              | 年1回    | 年1回  | -     | -           |
| 鉄               | 年1回    | _    | _     | _           |
| マンガン            | 年1回    | _    | _     | _           |
| ニッケル            | 年1回    | _    | _     | _           |
| 弗素              | 年1回    | 年1回  | _     | _           |
| クロム             | 年1回    | 年1回  | _     | _           |
| フェノール類          | -      | 年1回  | _     | _           |
| 1,4-ジオキサン       | _      | 年1回  | 0. 5  | mg/L        |
| ダイオキシン          | _      | 年1回  | 3     | ng-TEQ/g    |
|                 | AT . 2 |      |       | 110 111d/ 8 |

○:測定対象、アルキル水銀は 0.0005mg/L 未満を不検出とする。

## 4 臭気

下水臭の周辺への影響を把握するため、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場で下記により実施する。

回数: 年1回~4回数量: 1地点1検体

採取箇所 : 葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の敷地境界

測定方法 : 悪臭防止法等に規定する測定方法

## 5 騒音・振動

騒音・振動の周辺への影響を把握するため、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場で下記により実施する。

回数:年1回

数量: 葉山浄化センター 2か所

葉山中継ポンプ場 2か所

測定箇所 : 葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の敷地境界

測定方法 : JIS による (JIS Z 8731)